（支署長指定によるもの）

外国往来船と陸地との交通場所及び貨物の積卸場所の指定

石支掲示第１号
平成１７年３月２４日
最終改正 石支掲示第３号
令和８年１１月２５日

１　外国往来船と陸地との交通場所

石垣港

場所の名称	所在地	備考
・石垣港１号岸壁から３号岸壁 ・Ａ岸壁及びＢ岸壁 ・Ｊ岸壁	・石垣市美崎町１番地 ・石垣市浜崎町３丁目１０番地 ・石垣市南ぬ浜町地内	当該岸壁にけい留された船舶と交通する者に限る。
・石垣港Ｃ岸壁からＦ岸壁を囲むフェンスに設置された第１ゲートから第６ゲート ・石垣港ターミナル１階出入口	・石垣市浜崎町３丁目１０番地、８番地、１２番地並びに７番地及び１２番地に接する地先地内 ・石垣市浜崎町３丁目４番地	当該ゲートが設置されたフェンスに囲まれた岸壁にけい留された船舶と交通する者に限る。
・石垣港新港地区国際ふ頭岸壁を囲むフェンスに設置されたゲート	・石垣市南ぬ浜町地内	当該ゲートが設置されたフェンスに囲まれた岸壁にけい留された船舶と交通する者に限る。

２　貨物の積卸場所

石垣港

場所の名称	所在地	備考
・石垣港１号岸壁から３号岸壁 ・Ａ岸壁からＦ岸壁 ・Ｊ岸壁	・石垣市美崎町１番地 ・石垣市浜崎町３丁目１０番地、８番地、１２番地並びに７番地及び１２番地に接する地先地内 ・石垣市南ぬ浜町地内	
・石垣港新港地区国際ふ頭岸壁	・石垣市南ぬ浜町地内	

附　則

この指定は、令和８年１２月１日から適用する。